

## 品川区私立各種学校規程施行基準要綱

制定 平成15年10月7日区長決定 要綱第85号  
制定 平成28年 3月2日部長決定 要綱第75号

(趣旨)

第1条 各種学校規程(昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な細目は、この要綱の定めるところによる。

(各種学校の範囲)

第2条 各種学校は、一定の教育目的の下に、一定の教育計画に従い、反復継続して教育を行なうものとする。

(設置者)

第3条 各種学校の設置者は、学校運営の安定性および永続性を確保するため、原則として、学校法人とする。

(各種学校の教科)

第4条 各種学校の教科は、知識、技術または技能に関するものとし、併せて週2時間以上の一般的教養を課するものとする。ただし、修業期間が3月以上1年未満の課程にあっては、週1時間以上の一般的教養を課するものとする。

(修業期間)

第5条 規程第3条ただし書の規定により修業期間を3月以上1年未満とすることができる課程は、珠算タイプライティング等の課程をいう。

(授業時間)

第6条 規程第4条の規定による修業期間が1年未満の課程における授業時数はおおむね次のとおりとする。

18時間×3.5週×修業月数

(校長)

第7条 規程第7条に規定する教育、学術または文化に関する職または業務に従事した者とは、次に掲げる職または業務に通算して5年以上従事した者をいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、同法第124条または第134条第1項に規定する学校の長の職

(2) 前号に掲げる学校の教員の職

(3) 学校教育法第1条に規定する学校の事務職員の職

(4) 行政機関の教育、学術または文化に関する業務

(5) 議会の教育、学術または文化関係委員の職

(6) 民間の教育、学術または文化に関する団体の役員または職員の職

(7) 更生保護事業等の業務

(8) 前各号のほか、区長が適当と認めた業務

(教職員)

第8条 各種学校の教員数は、特殊な教科を除き3人とし、生徒数40人を超えるごとに1人を増加するものとする。

2 教員の半数以上は、専任とする。

3 規程第8条第2項に規定するその担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者とは、特殊な教科を担当する者を除き、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による免許状を有する者

(2) 旧制中学校または新制高等学校以上の卒業者（特別な理由があると区長が認める場合にあつては、当分の間、これらと同等の学力を有する者で、その教科について相当の学識経験を有すると区長が認める者）

3 各種学校には、教員のほか相当数の事務職員を置くものとする。

(施設および設備)

第9条 規程第9条第2項に規定する校地、校舎その他の施設、設備については、原則として所有権を有するものでなければならない。ただし、教育上支障がないことが確実と区長が認める場合は、この限りでない。

2 規程第10条第1項に規定する校舎の面積の基準は、別表第1による。

3 前項に規定する校舎の面積のうち少なくとも5分の3以上は直接生徒の使用する教室、実習室等に充てるようにしなければならない。

4 各種学校には、医務室または休養室を設けるものとする。ただし医務室または休養室は、管理上支障がないと区長が認める場合は、他の管理室等と兼ねることができる。

5 規程第10条第4項に規定する他の学校等の施設を使用することができる場合とは、校舎の新築、改築の場合等をいう。

6 便所には別表第2に定める基準により便器を備えなければならない。

7 夜間において授業を行う課程をおく場合は、その使用する教室の机上面および黒板面における照度は、50ルクスを下ってはならない。

8 各種学校にはその規模に応じ、必要な給水設備、消火設備、防火設備および避難設備を設けなければならない。

9 各種学校には、原則として、校舎と1団の土地または隣接地に適当な広さの運動場を設けなければならない。ただし、教育上有効に使用できる場合は、この限りでない。

(名称)

第10条 各種学校は、学校教育法第1条および第124条に規定する既存の学校の名称ならびにこれに類似する名称または研究機関もしくは私塾等に類似する名称を使用してはならない。

(標示)

第11条 規程第13条の規定による標示は、「品川区長認可」の様式によるものとし、戸外に明示するものとする。

(各種学校の経営)

第12条 各種学校の設置者が個人である場合は、学校の経費を負担するうえで支障のない程度の資産を有する者、またはこれを支弁できる者でなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から適用する。

(生徒の増加に応じた校舎の最低面積)

別表第1

同時に収容する生徒数	150人以下	151～300人	301人以上
校舎の面積	$(2.31 \times \text{生徒数}) \text{ m}^2$	$\{350 + 2.17 \times (\text{生徒数} - 150)\} \text{ m}^2$	$\{674 + 2.0 \times (\text{生徒数} - 300)\} \text{ m}^2$

注(1) 校舎の面積は116㎡を下ってはならない。

(2) 小数点以下は切り上げる。

( 便 器 の 数 の 割 合 )

別表第2

区 分	40人以下		41～100人		101人以上	
	小便器	大便器	小便器	大便器	小便器	大便器
男 子	2	2	3～4	2	4	2
女 子	—	3	—	4～5	—	5